

三郷市告示第 185 号

三郷市屋外広告物条例（平成28年条例第18号）第4条第5号、第6号及び第7号、第5条第5号並びに第6条の規定により、次の区域等を指定したので告示する。

平成 28 年 7 月 1 日

三郷市長 木 津 雅 晨



1 禁止地域等

(1) 第4条第5号の規定により、市長が指定する区域

三郷市文化財保護条例（平成13年条例第30号）第6条第1項の規定により指定された建造物の周囲100メートル以内の区域

(2) 第4条第6号の規定により、市長が指定する区間

東日本旅客鉄道及び首都圏新都市鉄道の市内全区間

(3) 第4条第7号の規定により、市長が指定する区域

ア 常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から吉川市地内の千葉県との境界までの市内全区間の路端から両側500メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

イ 常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から東北縦貫自動車道との接合点までの市内全区間及び東関東自動車道水戸線の市内全区間の路端から両側200メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

ウ 県道高速足立三郷線の市内全区間の路端から200メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

2 禁止物件

第5条第5号の規定により、市長が指定する物件

信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後10メートルまでの地点の両側3メートル以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

3 はり紙等の禁止物件

第6条の規定により、市長が指定する道路

国道、県道及び市道の市内全区間